

令和2年度・令和3年度

川南町競争入札参加資格審査申請要領

川南町が行う競争入札等に参加を希望される方は、下記の要領により申請書を提出してください。

記

- 1 受付業種 (1) 建設工事
(2) 測量・建設コンサルタント等
(3) 委託(役務等)・物品
- 2 受付期間 令和 2年 2月 3日(月) から 令和2年 2月28日(金)まで
※ 土曜、日曜及び祝日は除きます。
- 3 受付時間 午前9時 から 正午まで / 午後1時 から 午後5時まで
※ 時間厳守でお願いします。
- 4 有効期間 令和 2年 4月 1日 から 令和 4年 3月31日まで(2年度間)
- 5 申請書宛名 川南町長 日 高 昭 彦
- 6 提出方法 持参 又は 郵送
※ 書類を郵送する場合は、令和 2年 2月28日(金)消印有効
- 7 提出部数等 1部(A4サイズ) 紙ファイル綴じ (色指定あり)
- 8 提出様式 本町様式による。
(本町ホームページからダウンロードしてください。)
※ 宮崎県、国土交通省及び中央公契連指定の様式での申請でも可としますが**役員の一覧表のみ本町の様式で提出**
- 9 提出先 〒889-1301
宮崎県児湯郡川南町大字川南13680番地1
川南町役場 総務課 管財係(役場庁舎本館2階)
電話 0983 - 27 - 8001(直通)

10 提出書類の注意事項

- (1) 申請書の申請日を必ず記入してください。
- (2) 記入漏れのないように確認してください(建設業の許可番号など)。
- (3) 書類の不備等で受付できない場合がありますので、必ずチェックシートで確認をしてください。チェックシートは提出書類の1ページ目に綴じこんでください。
- (4) 受付票は用意していませんので、申請者にて用意してください。
- (5) 提出ファイルの色指定の確認をしてください。
- (6) ファイルの背表紙に「令和2・3年度 競争入札参加資格審査申請書」及び「業者名」をご記入ください。(テプラ等のラベル可)
- (7) 郵送提出の場合
 - ア 申請書類郵送の封筒の表に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記してください。
 - イ 受付確認が必要な場合は、必ず返信用封筒(又はハガキ)を同封してください。

11 申請書類

提出書類		建設工事		測量・建設 コンサルタント等		委託(役務) 物 品	
(1) 競争参加資格審査申請書		○		○		○	
(2) 建設業許可証明書(写)		○					
(3) 営業に関し法律上必要とする登録の証明書(写)				○			
(4) 許可・認可・登録・証明書等(写)						○	
(5) 工事経歴書		○					
(6) 測量等実績調書				○			
(7) 営業経歴書						○	
(8)	役員の一覧表(本町様式のみ)	○		○		○	
	* エクセルデータ送信	○		○		○	
(9) 営業所一覧表		○		○		○	
(10) 経営事項審査結果通知書(写)		○					
(11) 技術者経歴書		○		○			
(12) 財務諸表		○		○		○	
(13) 登記簿謄本の写し(法人の場合のみ)		○		○		○	
(14) 委任状(支店等に権限を委任する場合のみ)		△		△		△	
(15) 納税証明書(写可)		○		○		○	
(16) 使用印鑑届		○		○		○	
(17) 印鑑証明(写可)		○		○		○	
(18) 特別徴収実施確認・開始誓約書		○		○		○	
(19) 社会保険加入及び完納を証する書類		○		○			
(20) A4ファイル色指定		町内	町外	町内	町外	町内	町外
		ピンク	ブルー	グリーン	イエロー	グリーン	グレー

「 11 申請書類 」についての留意事項

(5) 工事経歴書 (6) 測量等実績調書 (7) 営業経歴書
直前の2年間の実績を提出してください。

(8) 役員の一覧表

データ送付用の一覧表を以下のメールアドレス宛てに送付をお願いします。

(1) ファイル名: 申請者の商号又は名称

(2) 送付先メールアドレス: kanzai@town.kawaminami.miyazaki.jp

(10) 経営事項審査結果通知書

結果通知書が間に合わない場合には、経営事項審査請求書(写)を添付し、後日差し替えること。

結果通知書の審査基準日の対象期間は、平成30年10月1日から令和元年9月30日まで(最新のもの)

(15) 納税証明書 取得先

法人	本店又は支店等が	町内	町税	町税に未納のない証明 (法人と代表者個人の両方)	役場税務課
			国税	法人税・消費税(その3の3)	税務署
		県内	県税	宮崎県税に未納のない証明	県税事務所
			国税	法人税・消費税(その3の3)	税務署
		県外	国税	法人税・消費税(その3の3)	税務署
		個人	本店又は支店等が	町内	町税
国税	所得税・消費税(その3の2)				税務署
県内	県税			宮崎県税に未納のない証明	県税事務所
	国税			所得税・消費税(その3の2)	税務署
県外	国税			所得税・消費税(その3の2)	税務署

※ 町税 … 法人町民税、個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税

県税 … 法人事業税、個人事業税、法人県民税及び自動車税

(18) 特別徴収実施確認・開始誓約書

別紙「公共調達等における特別徴収要件化の手引き」参照

(19) 社会保険加入及び完納を証する書類

社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)加入及び完納を証する書類について

書類提出の必要な業種

○「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」で申請される方

加入義務について

- * 健康保険・厚生年金保険に加入義務があるのは、法人事業所及び従業員が5人以上の個人事業所となります。
- * 雇用保険に加入義務があるのは、従業員(法人事業所では役員を除く、個人事業所では専従者等の同居親族等を除く)を1人でも雇用する事業所となります。

必要書類

○「建設工事」で申請される方

★ 経営事項審査結果通知書で確認ができる → 不要

★ 経営事項審査結果通知書で確認ができない場合は下表の書類を提出

基準決算日時点で 1年以上加入している場合		基準決算日以前、1年間の保険料等の 完納を証する書類
基準決算日 時点で1年以上 加入して いない場合	加入日が 平成30年 9月 以前の場合	加入日以降1年間の保険料等の完納を 証する書類
	加入日が 平成30年10月 以降の場合	加入日から令和元年9月30日までの保険 料等の完納を証する書類(令和元年10月 以降に加入し、納付すべき保険料等が ない場合は、加入を証する書類)

* 基準決算日:平成30年10月1日～令和元年9月30日

★ 上記に該当しない場合

「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書」を提出

○「測量・建設コンサルタント」で申請される方

基準決算日時点で、1年以上加入している場合		基準決算日以前、1年間の保険料等の完納を証する書類
基準決算日時点で1年以上加入していない場合	加入日が平成30年9月以前の場合	加入日以降1年間の保険料等の完納を証する書類
	加入日が平成30年10月以降の場合	加入日から令和元年9月30日までの保険料等の完納を証する書類（令和元年10月以降に加入し、納付すべき保険料等がない場合は、加入を証する書類）
上記に該当しない場合		健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書

* 基準決算日：平成30年10月1日～令和元年9月30日

その他

以下の書類については、証明年月日が、提出日の3ヶ月以内のものを提出してください。

- (13) 登記簿謄本の写し
- (15) 納税証明書
- (17) 印鑑証明

12 申請者に求められる資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び川南町契約規則第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法第3条の規定、その他関係法令による許可、認可及び登録がされていること。
- (3) 租税(国税及び地方税)を滞納していないこと。
- (4) 個人住民税の特別徴収を実施しているか、又は開始することが確実なこと。
※ 特別徴収義務事業者でない場合又は宮崎県内に事業所(支店または営業所を含む)がない場合は除く。
- (5) 社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)に加入しており、未納がないこと。
(個人事業者で、社会保険加入義務がない者を除く。)